

高度処理型合併処理浄化槽設置に奨励金を交付

下水道課 内線494

今年度からより良好な水環境の保全を図るため、対象地域（下記①）の人が、窒素又は磷の除去能力を有する高度処理型合併処理浄化槽※1を設置した場合、補助金とは別に奨励金を助成します。

※1) 窒素又は磷の除去能力を有する高度処理型合併処理浄化槽とは、し尿と雑排水を併せて処理する浄化槽で、生物化学的酸素要求量（BOD）の除去率が90%以上、放流水のBODが20mg/ℓ（日間平均値）以下の機能を有し、かつ、放流水の総窒素濃度が20mg/ℓ以下又は総磷濃度が1mg/ℓ以下の能力を有するものです。

※2) 高度処理能力のない合併処理浄化槽を設置した場合は、補助金のみ(現行どおり)の助成となります。

①補助金及び奨励金の対象区域

- ・山之上町上野、伊深町牛牧、伊深町大洞、三和町
- ・上記の地域のほか、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水処理事業及び小規模集合排水処理施設整備事業等の事業実施計画の段階で、その事業区域から除外された地域

②補助金等の額

単位：円

区分	人槽区分(人槽)	補助金額(限度額)	奨励金額	合計金額
高度処理型の合併処理浄化槽	5	444,000	196,000	640,000
	6～7	486,000	268,000	754,000
	8～10	576,000	424,000	1,000,000
	11～20	1,092,000		1,516,000
	21～30	1,860,000		2,284,000
	31～50	2,496,000		2,920,000
上記以外の合併処理浄化槽	5	354,000	奨励金はありません	354,000
	6～7	411,000		411,000
	8～10	519,000		519,000
	11～20	981,000		981,000
	21～30	1,668,000		1,668,000
	31～50	2,238,000		2,238,000

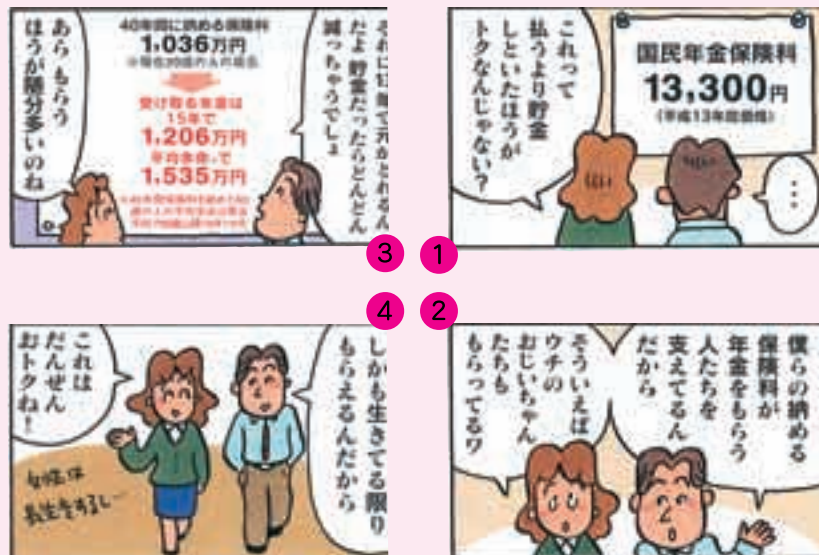
保険料の支払い損になるのでは？

年金制度は、その時代の現役世代の保険料が年金を受ける世代の生活を支える「世代間扶養」のしくみになっています。

単純に平均余命を生きたと仮定すると、本人が支払った保険料以上が年金となって返ってくるようになります。

市民課
内線223

「年金はトクかソンか」



マンガで考えよう
国民年金